

## 小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和5年11月21日
- 2 開会年月日、時間 令和5年11月29日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町役場 第1会議室
- 4 委員総数 15名  
うち農業委員9名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
  - ・農業委員 8名  
小林 春代 三田 和彦 岩崎 博行 平松 幸明 島津 忠昭  
小林 茂幸 牧 けい子 関口 実夫
  - ・農地利用最適化推進委員 3名  
桐原 幹男 金井 和男 関谷 正治
- 6 欠席委員 小林 広幸 浅岡 久志 本間 広之 鶴田 修一
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 荒井 俊博 柵津 貴子
- 9 会議の附議事項
  - 議案 第21号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議案 第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
  - 議案 第23号 農用地利用集積計画の決定について
- 10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数9名、出席者8名で定足数に達しておりますので、ただ今より11月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、1番小林春代委員、2番三田和彦委員の両名にお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第21号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読

願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、3番岩崎委員より説明願います。

3番岩崎委員：地図は1ページお願いします。貸付人は六川の方、借受人は中子塚の方です。この議案書のとおり3畝半ぐらいの小さな土地で、借受人は野菜を栽培する予定です。農業用機械は小型耕耘機を所有し、軽トラは必要であれば知人から借りて対応します。労力は本人と奥さんの2人で自宅から農地までの距離は歩いて2分と近場です。面積が小さく、近場であることから問題なく耕作できると思います。以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号1は許可とします。続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：地図の2と3ページをご覧ください。申請地は2件で1件目は村山・小布施停車線沿いの東で深沢川に隣接しています。2件目はわかば保育園より約400m北西の地区になります。

譲渡人は林の方、譲受人は北岡の方で、譲渡人は相続で農地を取得しましたが、体が弱く耕作ができないため、以前賃借していた譲受人に所有権を移転させたいとのこと。譲受人は30年以上2筆の土地を借りて栽培をしており、譲渡人から話があり長年耕作してきた土地であり継続して栽培したい意向であります。小布施町内に自作地を9,736㎡所有しています。

労力は本人と妻と子の3名です。自宅から申請地までの距離は2キロ車で5分程度です。農業用機械についてはSS1台・トラクター1台・耕耘機1台を所有しています。申請地は栗とクルミを栽培しており今後も果樹栽培を継続していく意向であります。申請者の農薬使用については防除基準に従う旨確認を取りましたので、許可後に周辺農地への影響については特段ないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

議長：譲受人は高齢の方ですが、責任もってこれまで通り耕作される。所有権移転でよろしいか。

—質問—

事務局：労力に本人、奥さん、子の3名がおり、お子さん継いでいく予定であります。耕作および農地の維持は可能であると考えております。

議長：他に質問が無ければ番号2は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号2は許可とします。続いて、番号3について、6番小林委員より説明願います。

6番小林委員：地図は4ページをご覧ください。申請地は中条の古堂塚の北東に集中している所です。貸付人・借受人は共に中条の方で、自宅も50m以内にあります。両名とも80歳ですが、借受人の息子さんがこの春に会社を退職し農業を継いでくれること、また経営拡大を考えていたところ、近所の貸付人と賃借で話がまとまったものです。

申請地は中条内であり数分の距離で、現在栽培しているブドウを継続します。防除関係は同様に農機具関係も軽トラック、SS、乗用が揃っています。息子さんは実家に戻り自宅整備等行い居住します。現状借受人は問題なく耕作できており農地の維持に問題点はないと考えます。また、今後もさらに農地を拡大していく意向があると伺っています。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ番号3は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号3は許可とします。続いて、番号4について、事務局より説明願います。

事務局：地図の5ページをご覧ください。申請地は北部体育館から北に進み羽場公会堂の交差点を西に進んだ地域で、申請地は譲渡人実家隣の土地です。譲渡人は実家が北岡で現在林に居住、譲受人は北岡の方で、現在譲渡人の実家を借りて居住しています。譲渡人は相続で農地を取得しましたが、体が弱く耕作ができないため、譲受人に話したところ、経営拡大の意向があり売買ということで話がまとまったものです。

譲受人は耕作地が 5,200 m<sup>2</sup>あり、労力は本人 1 名と季節雇用者 1 名で 9 年の経験があります。所有する農機具はトラクター 1 台、乗用草刈機 1 台、耕耘機 1 台を所有しています。

申請地は今までと同様、野菜と野菜苗の作付を行う計画であり、農薬使用については防除基準に従う旨確認を取りましたので、許可後に周辺農地への影響については特段ないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長：質問等ございましたらお願いします。

12 番桐原委員：譲受人はガソリンスタンドそばを借りて耕作しているが、農地パトロールの際に農地が荒廃しているように見えた。耕作はされているけれど農地パトロール 3 年間してきて管理できていない印象がある。小さい農地であるが取得に対して疑問を覚えてしまう。

議長：どの程度の荒れ方ですか。

12 番桐原委員：1m くらいの草が茂っていた。去年はなかったが今年は防草シートを引いていた。色々学校の関係、小布施丸ナス関係やって貰っているということもあるが、農地パトロール 3 年やっていると自分は引かかります。去年は草等あるが耕作しているし、仕方ないかと思っていたけども、毎年引かかるとか、引かからないかの状況だから、できればそういうのが何とかクリアしていただきたい。町の色々な事業にしているが大変だと思うがそれでも農地はきちんと管理してもらいたい。

事務局：譲渡人と譲受人の双方から話は伺っている。譲受人は借家隣の土地でこれから作付けする苗を栽培する場所としたいと伺っている。耕作地の荒れ方については事務局把握しておりません。この議案もってくるのであれば、現在管理している農地維持管理が必須事項であると指導、できない場合は何度か注意するような手法を取ることできます。

12 番桐原委員：毎年目に付くし、借りているのに何をしたいのか分からない。

議長：譲受人は除草剤や農薬をあまり使わない方農法の方ですよ。

12 番桐原委員：それを管理できるのだったらよいが、荒れていると見られている。傍にちゃんと耕作している人もいる。昔の青森のあの人じゃないのだから。自分の考え持ってやってもあんなに荒れていたのでは良くない。草を刈ったり、全部使わないのではなく借りた以上は全部を使うべきだと思う。

今後パトロール毎年あって、判定に引かかったり、果樹の手入れをしなければ結局、木が大きくなり自分で重機持ってきて農地の復旧までできるのかと思ってしまう。

町の協力者であるなら見本となるような面でリーダーになってもらいたい。しっかり言って来年また考えてもらいたい。

9 番関口委員：譲渡人に絡んでいまして、最近親より子この土地を相続登記され、この土地は譲受人が借りている住宅と隣接しています。譲渡人は住宅を売却したいが、宅地を売却すると申請地だけが残ってしまう。申請地を購入する方は譲受人しかいないし、残っても譲渡人が困る。だから今回宅地の売却と同時に農地も併せて売却に至ったと思います。また申請地のみが農地であり、宅地購入者が農家であるので今後の農地の苗を作るのに使うと聞いています。譲渡人は双方の件含め売却したい意向だと思う。荒廃地の件は事務局の方から指導してもらい、この申請地についてはしょうがないと思う。また、この地は自宅隣なため荒廃地にはなりづらいと考えます。

事務局：先ほど荒廃地の件は今後本人が経営拡大意向する時に必ず問題になる。今回の審議に荒廃地の件質疑に上がったということを含めて、きちんと話す良い機会であると思っております。通す通さないに関わらずそこについて事務局で対応致します。またご自宅を売却予定とどこまで進んでいるかは事務局で確認できておりませんでした。関口委員より補足がありましたが、譲受人以外に購入者がおらない等含めましてご審議いただければと思います。

議長：ただいま状況の補足説明ありました、そのへん踏まえた上で番号 4 号は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 4 は許可とします。続いて、番号 5 について、1 番小林春代委員より説明願います。

1 番小林委員：地図は 6 ページです。高速道路側道から大島を東西に延びる道路の 1 本南側の道路に接している所で、譲渡人と譲受人は本家分家の関係にありまして、譲受人の父といとこの関係に当たります。

譲渡人は高齢となり経営規模縮小の意向、また後継者がいないため、親族に農地を継いでもらいたいとの話がありました。譲受人の父は 76 歳で高齢なため自分が所有するよりも譲受人に所有権を移し、家族で野菜畑をとして耕作を続ける意向です。本人は会社員ですが両親がほかで野菜畑を借りて作った経験はあり、譲受人に栽培技術指導していきます。現在ブドウの木がありますが、伐採して野菜畑にする計画です。耕作に必要な農機具は耕運機、噴霧器、草刈機、小型バックホーを所有。労力は父・母・本人の 3 人で、住宅すぐ隣の土地です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。質問が無ければ番号 5 号は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 5 は許可とします。次に、議案第 22 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 7 ページをご覧ください。申請地は、草間大橋の東に位置しています。

貸付人は中野市のお住まいで小布施町農地を所有しています。議案書をご覧のとおり、借受人は中野市の土建会社で、県事業の総合流域防災（加速化）工事を受託しており、許可申請書の 3 欄の(1)転用の目的に記載のとおり現場事務所として一時転用したいと考えています。

転用面積は 1 筆合計で 1,850 m<sup>2</sup>の内 100 m<sup>2</sup>です。ここで配置図をご覧いただきたいのですが、プレハブ 2 棟、仮設トイレ 2 棟を設置するという計画になっています。

許可申請書の 6 欄に記載の部分について、申請地は青地であり農業振興地域でありますので、返却時は原状復帰と近隣耕作者へ事務所設置のための一時移転用であることを周知いたします。

事務所を利用する際は周辺農地に被害が出ないように注意して行い、もし問題が発生した場合には、申請者の責任において対処する、となっております。

また、転用事業の確実性について、県工事契約書より工事時期・実施場所等や治水防災工事であることを確認致しました。

以上のことから、申請地の一時転用についてはやむを得ないものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。次に番号 2 番および 3 番関連していますので一括して事務局より説明を願います。

事務局：転用目的は住宅の新築です。転用面積は 550 m<sup>2</sup>と 67 m<sup>2</sup>です。

地図は 8 ページをご覧ください。申請地は、雁田公会堂から岩松院線に向かって少し進んだところの西側にあります。

それでは、議案書に取り付けた添付資料をご覧ください。申請書面の 3 欄の(1)転

用の目的、および次のページにある事業計画書に記載のとおりですが、譲受人は現在長野市内のアパートにお住まいで、戸建ての住まいを必要としています。付近の他の場所も検討しましたが、この場所は都市計画法第34条11号区域に当たり、かつ、他の土地では話がまとまらなかったため申請地を選定されました。

転用許可基準の立地基準については、申請地周辺一帯に10ha以上の規模の農地が連坦していることから第1種農地と判断されていますので、原則不許可ですが、不許可の例外規定にある、住宅その他申請農地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、として認められると考えています。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの融資審査結果通知書により確認致しました。隣接地の状況については、地図資料8ページをご覧ください。東側は町道、西側は認定外道路、北側はR4に転用許可が下りた土地となっており、南側だけが農地と接している状況です。よって、南隣接農地に対しては特段の対策を要しますが、ここは譲渡人の所有する農地であること、また、申請書面の6欄に記載のとおり平坦な地形のため周辺土地に土砂等の流出の恐れがないとあります。また、続きの内容は、議案書に添付している図面のほうも並行してご覧いただきたいのですが、まず図面をご覧くださいと、日照、通風に影響がないように木造平屋で建物の配置についても配慮されています。また、工事施工中はネットフェンスを設置して南側の他に西の認定外道路の先にある農地へも配慮をし、雨水は敷地内に浸透柵を設けて処理をしつつ、庭の部分はご夫婦の趣味のガーデニングスペースを備えています。植栽等していくため概ね自然排水となります。生活排水は公共下水道へ接続します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないものと思われ、転用はやむを得ないと考えます。

ご審議をよろしくお願い致します。

議長：質問等ございましたらお願いします。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号2および番号3は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号2および番号3は決定とします。

議長：次に、議案第23号、農用地利用集積計画の決定についてです。事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号1について、2番三田委員より説明願います。

2番三田委員：番号1は再設定となります借受人は利用権設定を行い主に野菜を作られるということです。期間は3年間、前回と同様野菜を作るには十分な施設を備えており今回引き続き契約を結びたいと伺っています。

議長：質問等ございましたらお願いします。

議長：質問が無ければ、番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号1は決定とします。続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：地図は10ページをご覧ください。申請地は、くだもの街道沿いライスセンター一東側にあります。貸付人は大島の方、借受人は中野市の方です。

貸付人は申請地を農地バンクに登録していました。担当職員が町内で耕作を経験のある中野市の方を新たな借受人と紹介したところ、双方話がまとまり申請をしております。契約期間は令和6年1月1日から5年間、申請地は水田であり、今後も引き続き米を栽培する計画となっています。よって、計画決定の後に、作付け状況等に何ら変更は生じませんので、特に問題が起きることもないものと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

6番小林委員：この番号2番と3番の田んぼは貸付人は同じ方で、申請地の現況が1つの田んぼを2家が耕作している状況の田だと思えます。別々の審議より一緒に諮っていた方が良い良いと思えます。

議長：では続けて番号3についても併せて事務局説明を願います。

事務局：はい、質疑のとおりこの田は真ん中に畔がない田んぼであります。貸付人は中条の方、借受人は中野市の方です。

貸付人は申請地を農協に耕作を依頼しておりました。先に審議した番号2番と畔がなく境目がない農地であることから、町職員が貸付人・借受人双方と調整し申請に至りました。契約期間は令和6年1月1日から5年間、申請地は水田であり、今後も引き続き米を栽培する計画となっています。

よって、計画決定の後に、作付け状況等に何ら変更は生じませんので、特に問題が起きることもないものと考えます。番号2および3に関してご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：質問等ございましたらお願いします。

議長：質問が無ければ、番号2および番号3は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号2および番号3は決定とします。続いて、番号4について、9番関口委員より説明願います。

9番関口委員：地図は3ページになります。わかば保育園交差点傍にあります。面積は5,463㎡と結構広い面積です。賃借については10年間は本人の意向であります。譲受人と配偶者は会社員で、営農は本人が土日、配偶者は平日午前中作業が可能、有給使用して耕作して行きます。現在、年間150日は夫婦で農業を行っていて、将来約4反歩経営拡大する意向であります。須坂に2反歩を有し主に栗とクルミを耕作しています。農機具ですが軽トラック、高所作業車各1台、乗用草刈機2台、耕耘機1台、動力噴霧器2台がある。家族で農業従事経験もあり町外に農地を所有し耕作している状況から間違いなく農地運営が可能である。また配偶者は認定農業者でもあります。以上です。

議長：質問等ございましたらお願いします。

14番金井委員：営農可能だということですが、栗の時期は誰か雇うのか。

9番関口委員：栗の時期だけ2名雇用するときいています。

議長：他に質問よろしいでしょうか。無ければ、番号4は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号4は決定とします。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了致しました。これにて閉会といたします。

閉会（午後2時50分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和5年11月29日

小布施町農業委員会 会長

島津忠昭

議事録署名委員

三田和彦

議事録署名委員

小林春代